

外国為替予約付外貨定期預金契約締結前交付書面

(本書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 外国為替予約付外貨定期預金とは、ご入金時の円から外貨への換算レートおよびお支払時の外貨から円への換算レートを、予め当社と約定いただいた為替レートにより行う、外貨定期預金（本邦通貨以外の外貨建の預金で、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金）です。
- 換算レート約定時の外国為替市場における先物相場が直物相場に比べ円高となっている場合、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）ことがあります。
- 中途解約はできません。当社が例外的に中途解約に応じる場合、本定期預金の元利金から解約清算金を控除するため、お受取金額がお預け入れ時の払込金額を下回る可能性が非常に高くなります。

●ご入金またはお支払時に適用する為替換算レートには、1米ドルにつき最大1円の手数料が含まれています。

●換算レート約定時の外国為替市場における先物相場が直物相場に比べ円高となっている場合、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）ことがあります。

〔商号・住所〕 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝3-33-1

〔商品の概要〕

項 目	内 容
1. 商品名	・外国為替予約付外貨定期預金
2. 商品概要	・ご入金時の円から外貨への換算レートおよびお支払時の外貨から円への換算レートを、予め当社と約定いただいた為替レートにより行う、外貨定期預金（本邦通貨以外の外貨建の預金で、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金）です。
3. 預金保険の適用	・預金保険制度の対象外となっています。
4. 販売対象	・法人のお客さまに限らせていただきます。
5. 期 間	・期日指定方式で、1日以上1年以下で自由に満期日を決められます。 ・自動継続のお取扱はいたしません。
6. 預入 (1) 預入方法	・一括預入です。 ・現金、預金等の他の口座からの振替、小切手その他の証券類によりお預け入れできます。 ・外国通貨でのご入金はできません。 ・証券類によるご入金の場合、その決済が確認できた後に、お預け入れ

(2) 最低預入額 (3) 預入単位	手続きを行います。 ・100万円相当額以上の米ドル。 ・預入単位は1補助通貨単位とします。
(4) 預入通貨	・米ドル
7. 払戻方法	・満期日にあらかじめご指定の預金口座に入金または振り込みます。
8. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・約定日の東京市場における銀行間資金取引の調達金利を基に、個別に金利を約定させていただきます。 ・満期日に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1補助通貨単位とした1年を360日とする日割計算。
9. 税金について	・利子所得は法人のお客様は総合課税となります。 ・為替差益への課税 法人のお客様は総合課税となります。 ・くわしくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
10. 手数料および適用相場	・預金金額により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ・ご入金時の円から外貨への換算レートには、1米ドルにつき最大1円の手数料が含まれています。 ・お支払時の外貨から円への換算レートには、1米ドルにつき最大1円の手数料が含まれています。 ・上記手数料には消費税等はかかりません。
11. 付加できる特約事項	・ございません。
12. 中途解約時の取扱い	・原則、中途解約はできません。但し、当社がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、預入日から中途解約日までの金利を中途解約日の外貨普通預金金利で計算し、また、市場実勢を基準として当社所定の方法により算出した清算金を、本定期預金の元利金から控除して、残額をお支払いいたします。この場合、お受取金額が預入時の元本金額を下回る可能性が非常に高くなります。（詳細は末尾記載の【中途解約について】をご覧ください）
13. お問い合わせ先	・本取引に関するご連絡は、お取引店の内部管理推進者までお申し出ください。（お取引店の住所・電話番号は、当社ホームページ（ http://www.chuomitsui.co.jp ）または店舗のご案内にてご確認ください。）
14. 当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体	・全国銀行協会
15. その他参考となる事項	・ご新規の受付は、弊社の全ての本支店で行いますが、お取引開始後のご入金・お支払は原則取引店で受付けのうえ、本部（決済管理部）で一括して行います。

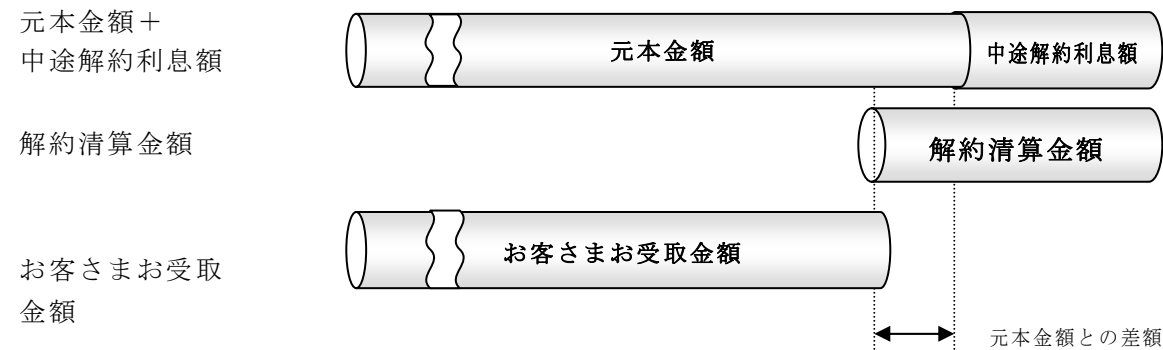
【中途解約について】

- 本商品は、原則として中途解約ができません。
- 例外的に当社が中途解約に応じる場合のお客様のお受取金額は、以下の計算式に基づき計算します。

< 計算式 >

お客さまお受取金額 = 元本金額 + 中途解約利息額 - 解約清算金額

< 概念図 >



< 中途解約利息について >

満期日前に解約する場合のお利息は、解約日の普通預金利率で計算した中途解約利息とします。

< 解約清算金について >

当社がお客様と約定した期日の為替相場（米ドルを円に交換する相場）について、当社では市場で預金期日を実行日とする当該外貨預金相当額の先物取引（米ドルを売却して円を受領する取引）を行っています。

このため、お客様が当該定期預金を中途解約されますと、当社は当初預金期日を実行日とする上記先物取引の反対取引を市場で行う必要があり、仮に、中途解約時の先物為替相場が当初約定した為替相場より円安・ドル高になっていると、当社は当該差額分の損失を負うことになります。

また、当社はお客様から外貨定期預金としてお預かりした資金を、預金期日まで市場で運用します。

このため、お客様が当該定期預金を中途解約をされますと、当社は市場で運用している外貨預金相当額の資金を、逆に市場から調達しなければなりません。

その際、中途解約時の市場相場がご預金時の相場を上回っていると、当社は当該金利差分の損失を負うことになります。

お客様が定期預金を中途解約されますと、上記の各損失分を解約清算金としてお客様にご負担いただくことになります。

このように解約清算金の算出には、中途解約時点での市場実勢相場を使用するため、当初のお申込時点で解約清算金の金額をお示しすることはできませんが、解約清算金は、「市場の為替相場水準」、「中途解約日から最終満期日までの残存期間」、「市場の金利水準」等の影響を受けるため、一般的に、中途解約時の為替相場が円安・ドル高に推移している、あるいは市場金利水準が上昇しているほど、解約清算金は高くなります。

このように、当商品を中途解約する場合には解約清算金が発生するため、結果として中途解約時の元利金から解約清算金を控除したお受取額がお預け入れ時の払い込み金額を下回る可能性が非常に高くなります。

(平成 20 年10 月1 日現在)